

# 新型コロナウイルス感染症に関連した申告・納付期限の個別延長について

- 地震等の自然災害、火災等の人為的な災害、申告等をする方の重傷病など、災害その他やむを得ない理由により、申告・納付を期限までに行うことが困難な事情がある方（企業）については、申告書にその旨を記載していただく方法などにより、申告・納付の期限が個別に延長される制度がありますので、状況が落ち着きましたら、所轄の税務署へご相談ください。また、届出書や申請書等の提出期限も同様に延長することができます。

## 1. 法人の申告・納付期限の個別延長が認められるケースについて

- 新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえ、税務署では柔軟に確定申告等を受け付けることとしています。
  - 法人の申告・納付期限の個別延長が認められるケースとは、役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなどです。
    - ① 体調不良により外出を控えている方がいること
    - ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
    - ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
    - ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
- ※ 上記のような理由以外であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて期限までに申告・納付等が困難な場合には、個別延長が認められます。

## 2. 個別延長する場合の具体的な手続きについて

- 個別延長を申請する場合は、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記していただくこととしておりますので、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いします。
- この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

### 【法人税申告書の記載例】

令和 年 月 日		新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請	
納税地	電話( ) -	法人区分	事業種目
法人名	法人番号	同非区分	旧納税地及び旧法人名等
代表者	代表者住所	添付書類	申告書
青色申告		一連番号	整理番号
事業年度(至)		売上金額	申告年月日
通商日付印		確認印	庁指定
年月日		申告区分	別表
法人税		中期	各事業年度の所得に係る申告書

